

## 障害を理由とした差別と思われる事例

### < 事例1 >

対象者 聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく

内 容 転居したため、年金の住所変更の手続きをしに年金事務所へ行ったところ、年金事務所の担当者から「次回からは必ず事前予約のうえ来所してほしい」と言われ、案内のチラシを渡された。

しかし、チラシには音声電話の番号の記載がなく、聴覚や音声が不自由な人には予約ができない内容のものであった。

### < 事例2 >

対象者 聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく

内 容 クレジットカード会社から届いた請求書の内訳を確認するため、手話通訳者が本人の代わりに電話会社に連絡したところ、オペレーターから「聴覚障害者であれば電話リレーサービスへ連絡してほしい」と言われた。

本人は手話通訳を介して請求内訳を知りたい旨をオペレーターに伝えしたが、電話リレーサービスの運用時間や連絡先の電話番号を一方的に話された。